



畜第 290 号  
平成29年7月13日

(公社) 岡山県獣医師会長 殿

岡山県農林水産部畜産課長



### 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり平成29年7月12日付け、29消安第2323号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありましたので、御了知願うとともに下記事項について関係者への周知をお願いします。

#### 記

#### 関係者への周知事項

- 1 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について  
口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意すること。
  - (1) 渡航に当たっての留意事項
    - ① 家畜市場、農場、と畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
    - ② 動物との不用意な接触を避けること。
    - ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
    - ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
  - (2) 帰国後の留意事項
    - ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等の適切な処置を講じた上で立ち入ること。
    - ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
- 2 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止対策の再徹底について  
衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせず、また、不要な物を持ち込ませないようにする。やむを得ず立ち入りや物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、衛生管理区域に病原体を持ち込むことがないようにすること。
- 3 連携体制の再確認について  
万が一の口蹄疫等の発生時に備え、夏季休暇期間中においても緊急時に万全な防疫対策を講じられるよう、貴所属内における連絡体制の整備について改めて確認すること。

担当：岡山県農林水産部畜産課  
衛生環境班 馬場

TEL:086-226-7431

FAX:086-224-2155

E-mail:aya\_baba1@pref.okayama.lg.jp